

株式会社エレクトロバンク

定 款

平成19年 3月26日定款作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日会社成立

株式会社エレクトロバンク

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エレクトロバンクと称し、英文ではELECTROBANK CO. LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 WEBサイトの企画、制作、運営、管理
- 2 ソフトウェアの開発、設計、販売及び輸出入
- 3 インターネットを利用した通信販売業及び広告業
- 4 情報提供サービス業及び情報処理サービス業
- 5 出版物、印刷物及びデジタルコンテンツの企画、制作、販売及び輸出入
- 6 衣料品、洋品雑貨の企画、開発、制作、販売及び輸出入
- 7 各種セミナー、講演会、イベントの企画、立案、実施及び運営
- 8 タレント、アーティスト等の育成、養成並びにこれらのマネジメント及びプロモート
- 9 一般及び特定労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
- 10 各種カルチャー教室の経営
- 11 飲食店の経営
- 12 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府摂津市千里丘3丁目1番11号に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役の過半数の承認を要する。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に定めのある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集および招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- 2 社長に事故もしくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第19条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要のあるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および社長)

第21条 当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第22条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して支払う。

(配当の除斥期間)

第25条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立の際に発行する株式の数およびその発行価額)

第26条 当社の設立時発行株式の数は120株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額および資本金)

第27条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金6,000,000円とする。
2 当社の設立時資本金は金6,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成20年3月末日までとする。

(設立時取締役および設立時代表取締役)

第29条 当社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 田中 洋平

設立時代表取締役 大阪府摂津市千里丘3丁目1番11号
田中 洋平

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数およびその払込金額)

第30条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数およびその払込金額は、次のとおりである。

大阪府摂津市千里丘3丁目1番11号 田中洋平
120株 金6,000,000円

(法令の準拠)

第31条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社エレクトロバンクの設立に際し、発起人の定款作成代理人である行政書士石田友彦が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成19年3月26日

発起人 田中 洋平

上記発起人の定款作成代理人

行政書士 石田 友彦